



- 教育界に学ぶ経営改革
- コロナ禍の事業承継
- コロナウィルスに関連した法人税と消費税の取扱い
- 9月に導入予定のマイナポイント制度とは

教育界に学ぶ経営改革

人工知能の重要性が高まり、「人間の能力を超えるのか」「人間は人工知能とどう共存していけば良いのか」といった課題が私たちに突き付けられています。国立情報学研究所が主導する「ロボットは東大に入れるか」(東ロボ)プロジェクトは2019年のセンター試験で偏差値64.1を叩き出しました。過去3年分の本試験と追試験でも、偏差値60以上を安定して上回っています。人工知能は進化していますが、このプロジェクトのリーダーである国立情報学研究所社会共有知研究センター長の新井紀子教授によると「東ロボくんの開発で、文脈を理解できないAIよりも成績が低い人間の受験生が8割もいることが大問題」だと指摘しています。生きていく上で必要な読解力や数的思考力を持たない「AI未満人材」が増えている事に多くの識者が警鐘を鳴らしています。この課題に最も関係するのは国民にあまねく低コストで教育機会を提供する役割を担う「公教育」のあり方ではないでしょうか。

公教育の改革では東京都初の民間人校長藤原和博氏が先駆けです。リクルート在籍時代に年俸契約の「フェロー制度」を作り、会社の組織改革を実現しました。これは、特定の専門領域においてパートナー契約を結び、社員とはまた異なった関係で仕事をする制度です。杉並区の中学校では生徒だけでなく大人も参加し、自営業者やホームレスなど様々な立場の社会人の講義を受ける「よのなか科」という授業を作ったり、学習塾と連携して有料の課外事業を行ったり様々な改革をしています。

そして現在、公教育の改革を最もアグレッシブに進めているのは広島県の平川理恵教育長です。藤原氏と同様に元リクルートに所属し、営業目標を250%達成し、年間4億円の売上を記録した伝説の営業ウーマンです。1999年に留学を仲介する会社を起業後10年間経営し、その後2010年に横浜初の民間人の中学校長になりました。留学を仲介する会社で海外の学校を500校以上視察し、日本の学校との違いを目の当たりにします。1番の違いは**オプションの小ささ**だそうです。公教育でも、生徒の個性に合わせて多様なコースが用意されている学校が多いのだといいます。

校長に着任するとまず手をつけたのは、図書館の改革です。通常学校には年間2~3万円程度しか本の予算がないそうですが、改革できる事はたくさんあるのだそうです。25周年記念事業として計画されていた、ヘリコプター飛ばして写真を撮る、お饅頭を配るなどの経費を見直して、保護者に協力を求め、図書費用に充てます。感心するのは、本を買うのを本好きの図書委員と国語・司書の先生に合わせないことです。本嫌いの生徒をターゲットに選定し、本好きの生徒たちに聞き取り調査をさせます。すると、科学的な実用書などに興味があることがわかり、品揃えを充実させます。ボランティアで先生、生徒そして保護者が本の入れ替え作業をします。図書委員たちはポップまで自主的に書きました。さらには、学校内にフリースクールまで作りました。IKEAの家具やラグをひいたりして家庭の雰囲気を出します。子どもが自分自身に週何回、何時から何時まで通うか何を学習したいか決めます。違う入り口から入ってもらう工夫もします。結果、30人いた登校拒否の生徒がゼロになりました。本嫌いの生徒も図書館の本を読むようになり、結果テキストを読むことへの抵抗感がなくなり、学力の向上に結びついています。

今までやってきた組織運営のスタイルに固執することなく、抜本的に**時間とお金の使い方を見直しターゲットを選定**する。この中学校においては、本を読まない生徒と不登校の生徒に狙いを定め、どのようなサービスが求められるのか、時間とお金の使い方を再設計し、スタッフの働き方や関係者との連携も含めて見直し改革を実現しています。組織改革の要はマーケティングとイノベーションと言われますが、まさに模範通りに実現されていると感じました。我々、組織経営者も大いに見習いたいものです。

成迫升敏

コロナ禍の事業承継

新型コロナウイルスの影響で経済活動の自粛や休止により、事業活動を縮小している中小企業は多いのではないのでしょうか。長野県内でも8割の企業が新型コロナウイルスの影響を受けていると言われています。事業承継の側面からみると、コロナ禍であるが故に事業承継をしやすい施策や環境が整いつつあります。その中でも、新型コロナウイルスの緊急経済対策として、4月30日に成立した中小企業の事業承継支援策（経営資源引継ぎ・事業再編支援事業）があります。この施策は、総額100億円の補正予算が盛り込まれており、第三者承継に対する3つの支援策で構成されています。

I. 経営資源引継ぎ補助金

M&Aで第三者に事業を承継する際に必要となる費用は数百万～数千万と言われています。士業等の専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用・企業概要書作成費用等）及び、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用に対して補助金が支給されます。

<補助対象、補助率等>

	対象経費の区分	補助上限額	補助率
買い手支援型	謝金、旅費、外注費、委託費	200万円	補助対象経費の3分の2
売り手支援型	謝金、旅費、外注費、委託費 (廃業費用)廃業登記費用、在庫処分費、解体費、現状回復費用	650万円 ※廃業費用を活用しない場合は200万円	

※申請受付期間：原則、令和3年3月末まで公募による申請予定

II. 「プッシュ型」の第三者承継支援

新型コロナウイルスの影響を受け、相談に行くのが難しい後継者不在の中小企業や譲受希望企業に対して、事業引継ぎ支援センターが出張相談に伺い、すみやかな第三者承継の支援を行います。

III. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように官民連携で新たな全国ファンドを創設し、中小企業に対して500億円規模の資本注入を行います。

※経営資源引継ぎ・事業再編支援事業の具体的な申請方法については、中小企業庁より発表になります。

また、コロナ禍で親族内承継を考えている経営者につきましても後継者に自社株式を移転する絶好の機会になります。一般的な中小企業の自社株式の評価額は、下記の二つの評価方式により決定されます。

1.類似業種比準方式…自社と類似する上場株式の株価を基にして評価する方法

コロナウイルスの影響で上場株式は一時期3～4割程度下落しています。

2.純資産価額方式…自社の総資産価額から負債を差し引いた金額により評価する方法

コロナウイルスの影響による売上の減少で赤字になる場合には、純資産価額が減少し株価は下がります。

コロナ禍に後継者へ自社株式を移転した場合、自社株式の評価額が下がり、税負担を抑えながら事業承継を行える可能性があります。

コロナ禍こそ事業承継を進めていく良いタイミングだと考えられます。第三者承継(M&A)や自社株式の評価については各担当者にお声掛けください。

生田 宏明



コロナウイルスに関連した法人税と消費税の取扱い

先月号では、コロナウイルスに関連した補助金や助成金等の取扱いについてご説明させていただきました。今回は、コロナウイルスの関連で、売上高や利益額が減少し、赤字になる場合や前期黒字が出ているため、今期予定納税をしなければならない場合における法人税や消費税の取扱いについてご説明させていただきます。

1.法人税の欠損金の繰戻し還付制度

法人が赤字になった場合には、法人税は均等割（利益に関係のないもの）を除き、納税はありません。その赤字は、来期以降の利益に充当されるため、来期以降の法人税の納税額が減少します。

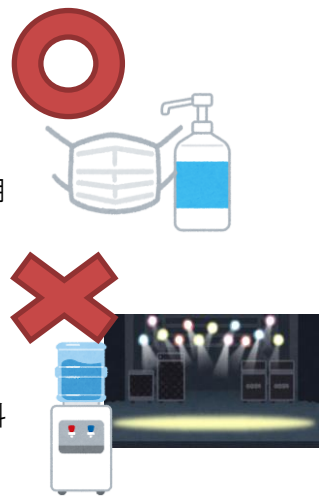
しかし、前期法人が黒字で法人税を納税した場合には、前期に納税した法人税のうち、今期の赤字に対応する法人税が還付される制度があります。今回のコロナウイルスの関連で、赤字（災害損失）が出た場合には、一定の要件はありますが、前期の法人税の納税額だけではなく、前々期の法人税の納税額も還付される制度があります。特に資金繰りの関係や今後の業況が厳しいという方には、このような制度の活用を考えることも良いのではないかと思います。

災害損失に該当するもの（例示）

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

災害損失に該当しないもの（例示）

- ・ 客足が減少したことによる売上減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料



2.法人税や消費税の予定納税の取扱い

前期法人が黒字だった場合で一定の要件を満たす場合には、前期の法人税額の 1/2 を予め納税する必要があります。また、消費税についても前期の消費税額により、予め納税する必要がある場合があります。通常は、税務署等から予定納税の申告書や納付書が送られてくるため、その納付書に記載されている税額を納税することが多いかと思います。しかし、今回のようなコロナウイルスの関連で**今期大幅な赤字が見込まれる場合**には、予定納税の課税期間の仮決算（半期決算）を行うことで、法人税の納税額が減少する場合があります。特に、仮決算で赤字になった場合には、均等割以外の納税はありません。また、消費税についても売上高が減少し、家賃などの支払いがあるため、消費税の納税額が減少する可能性があります。

一方、仮決算をせずに一定の要件を満たす場合には、納税を猶予することができます。その場合には、原則納税資金がないという場合が前提となっています。（納税資金がある場合でも認められる場合があります。）法人税や消費税の予定納税については、仮決算を行うか又は納税猶予を申請することで一時的に資金流失を抑えることができます。

以上は、コロナウイルスに関連した法人税や消費税についての取扱いですが、資金繰り等を考えると、場合によっては、有効な手段になる可能性もありますのでぜひご検討下さい。

五味 淳一



平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。
7月14日、税理士法人成迫会計事務所 飯田事務所を開設致しました。
今後ともご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。



9月に導入予定のマイナポイント制度とは

消費税率アップに合わせて、昨年の10月に開始したポイント還元制度は6月末で終了し、9月1日から来年の3月31日までの期間限定で新たにマイナポイント制度が開始予定で利用を促す広報活動がされています。今回はまだ利用手続きをされていない方もいらっしゃるかと存じますので、Q & A方式でポイントを簡単に説明させていただきます。

Q1 マイナポイント制度とはそもそもなんですか？

A1 総務省主導消費の活性化及びマイナンバーカード普及促進を目的とした**ポイント還元制度**です。利用対象額の上限は2万円で、キャッシュレス決済で商品を購入するまたは、ICカードにお金をチャージすると最大25%分、つまり2万円利用で5千円分のマイナポイントが利用者に付与されます。※ポイントは国から付与されます。

Q2 利用に必要な手続きはありますか？

A2 マイナンバーカードが必要です。その後、マイナポイントを予約し、来年の3月31日までに申し込む(キャッシュレス決済サービスをひとつ選択すること)必要があります。予約するにはマイナンバーカードを利用して「**マイキーID**」という特別なIDを取得する必要があります。こちらはパソコンやスマートフォンで取得が可能です。

Q3 子どもも利用できるのでしょうか？

A3 15歳未満の未成年者も親(法定代理人)が予約・申し込みをすることが**可能**です。15歳以上の未成年者は本人が手続き可能です。未成年者のマイナポイントは親のキャッシュレス決済サービス(Suica、クレジットカード、PayPay等)にポイント還元することができます。その際は、親が予約・申し込みをしたICカード等とは違うICカード等を選ぶ必要があります。

Q4 マイナンバーカードのセキュリティは大丈夫なのでしょうか？

A4 マイナンバーカードは顔写真付きで、券面の偽造対策もしっかりしており、ICチップには税金や年金、既往歴等高いレベルの個人情報**は記録されません。**
また、利用時には必ず暗証番号が必要で、一定回数入力を間違えるとロックされる仕組みとなっております

Q5 事業者側は店舗登録が必要ですか？

A5 加盟店等の登録は必要ありません。ただし、該当するキャッシュレス決済サービスを導入している必要がございます。現在は、導入コストや手数料がクレジットカードに比べて割安なQRコード決済システムの導入普及が進んできており、**消費者もQRコード決済ができる店舗を選択することが増えてきています。**

※マイナポイントの予約には上限がありますので、予約者数が予算に達した段階で手続きが打ち切られる可能性があります。

※マイナンバーカード発行や必要な手続きの補助はお住いの市町村が専用ブースを設けて対応しますが、そちらの窓口もかなり混雑して手続きに時間がかかりかかる場合がございますので、早めに手続きを進められることをお勧めします。



マイナポイント制度は短期間で手続きも煩雑ではありますが、お子さんも登録することが可能ですので消費者には一定のメリットがあると言えます。マイナンバーカードのメリットとして住民票の写しをコンビニで受け取れる、今回のコロナウィルス感染症緊急経済対策の一つである特別低額給付金のオンライン申請が可能であることや、今後健康保険証としての利用も可能になるなど生活に必要なことのデジタル化の為に必須アイテムになっていきます。これを機にマイナンバーカードを取得されて、キャッシュレス化、デジタル化を進めてみてはいかがでしょうか。

太田 誠